

引っ越しのときは
お忘れなく

区役所での手続き一覧

春は転勤や進学などで引っ越しが多くなる季節です。住所が変わると下記のような手続きが必要になります。表内の赤字は届け出の際に必要なものです。ご不明な点は電話でご確認の上、ご来庁ください。
清田区役所（平岡1条1丁目） ☎ 889-2400

	転出(清田区から市外へ)	転入(市外から清田区へ)	札幌市内・清田区内での異動	窓口	担当
住所の変更 (住民票の異動)	転出先の住所を確認の上、転出届を提出 ◆転出前、または転出後14日以内に届け出 届け出人の氏名が確認できるもの(健康保険証、免許証など) →転出証明書を発行しますので新住所地で転入の届け出をしてください。	住民異動届(転入届)を提出 ◆転入後14日以内に届け出 前住所地で発行した転出証明書、届け出人の氏名が確認できるもの(健康保険証、免許証など) ※新住所は○番○号(または番地)まで、アパート・マンションなどの場合はその名称・部屋番号まで確認して届け出てください。	新住所地の区役所で住民異動届(区間異動・転居届)を提出 ◆転居後14日以内に届け出 届け出人の氏名が確認できるもの(健康保険証、免許証など)	1階 23番 27番 窓口	戸籍 住民票 課
	住民基本台帳カード(住基カード)をお持ちの方は、役所の窓口での手続きが転入時の1回のみで済みます。事前にお問い合わせください。	住基カード記載内容の変更手続き 住基カード			
印鑑登録	*登録は転出届により自動的に廃止されます。印鑑登録証は返還するかご自分で破棄してください。	必要な方は新たに登録の手続き 登録する印鑑、本人を確認できる書類(事前にお問い合わせください)	*住民異動届により自動的に住所が変更されます。		
転校 (小・中学校)	今までの学校から在学証明書と教科書給付証明書を発行してもらい、転出先で手続きしてください。	在学証明書 →転入学通知書(入校票)を発行しますので、前の学校で発行した 在学証明書 とともに新しい学校へ提出し、手続きしてください。			
国民健康保険	転出前に脱退の手続き、保険証の返還 印鑑、国民健康保険証、納付通知書	新たに加入手続き ◆転入後14日以内に届け出 保険料の口座振替をする方は印鑑(通帳使用印)、預金通帳	新住所地の区役所で住所変更の手続き ◆転入後14日以内に届け出 印鑑、国民健康保険証、納付通知書	1階 2番 窓口	保 険 年 金 課
介護保険	保険証の返還。要介護認定(申請中も含む)の方は受給資格証明書の交付の手続き 印鑑、介護保険証、納付通知書	要介護認定を受けていた方は、加入手続き ◆転入後14日以内に届け出 印鑑、受給資格証明書	新住所地の区役所で住所変更の手続き ◆転入後14日以内に届け出 印鑑、介護保険証		
国民年金	加入者	新住所地で住所変更の手続き	*住民異動届により自動的に住所が変更されます。	1階 1番 窓口	
	受給者	※第3号被保険者(厚生年金・共済年金の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者)の方は、配偶者の勤務先を経由して社会保険事務所に届け出ることになりますので、区役所で手続きする必要はありません。 住所・支払機関変更届(はがき)を転出先の社会保険事務所へ送付	住所・支払機関変更届(はがき)を、新さっぽろ社会保険事務所(〒004-8558 厚別区厚別中央2条6丁目4-30 ☎892-9310)へ送付してください(厚生年金受給者も同様です)。変更届(はがき)は区役所年金係にも置いてあります。 ※共済組合から年金を受給されている方は、それぞれの共済組合にお問い合わせください。		

